



平成27年度 全国学力・学習状況調査の結果について

1 調査結果の公表にあたって

教育課程の編成及び授業改善や児童生徒の学習状況の改善等に役立てることをねらいとし、全国学力・学習状況調査が実施されました。本町では、この結果を基に、学校、家庭、地域の連携を深め、学力向上の取り組みを推進します。

なお、公表する調査結果については、以下のことにご留意願います。

- 調査の目的や調査結果は、学力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面であること。
- 全道及び全国の平均正答率との比較により、序列化や過度の競争をおおるものではないこと。

2 調査の概要

- (1) 調査の目的 ①義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握及び分析し、教育委員会施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
 ②学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。
- (2) 調査実施学年 全小学校6学年及び全中学校3学年
- (3) 調査の内容 ①教科に関する調査（国語、算数又は数学、理科）
 問題A…主として「知識」に関する問題 問題B…主として「活用」に関する問題
 ②生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査

3 教科に関する調査結果 平均正答率 (%)

- 低い又は高い：3%以上5%未満
- やや低い又はやや高い：1%以上3%未満
- 同程度：1%未満

(1)小学校	国語 A	国語 B	算数 A	算数 B	理科
本町と全道及び全国との比較	全道よりやや高く 全国と同程度	全道よりやや高く 全国と同程度	全道よりやや高く 全国と同程度	全道よりやや低く 全国より低い	全道よりやや高く 全国と同程度
全道	68.1	63.0	72.3	42.5	59.3
全国	70.0	65.4	75.2	45.0	60.8
(2)中学校	国語 A	国語 B	数学 A	数学 B	理科
本町と全道及び全国との比較	全道・全国より やや低い	全道・全国より 低い	全道・全国より やや低い	全道よりやや低く 全国より低い	全道・全国と 同程度
全道	75.8	65.7	63.0	39.7	53.3
全国	75.8	65.8	64.4	41.6	53.0

(3) 考察

小学校の国語A及びBでは、「書くこと」「読むこと」、算数Aでは「数と計算」「数量関係」、理科では「物質」「生命」で全国及び全道より高い。一方で、算数Bは全国との差が見られることから、習得した知識を活用して問題を解決する力を伸ばす必要がある。

中学校の国語Aでは、「書くこと」で全国とほぼ同程度、数学Bでは「資料の活用」、理科では「地学的領域」で全国及び全道より高い。全体的に改善傾向にあることから、今後も学力向上に向けて、組織的、継続的な実践を積み重ねていく必要がある。

4 生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査の結果

本町では、「早寝・早起き・朝ごはん・テレビを止めて外遊び」の定着を啓発しているほか、「スイッチOFF22」などSNS使用に関する改善を図っています。「スイッチOFF22」とは、午後10時以降のSNS使用を、自分で制限する取り組みです。これらの啓発に関する調査結果について公表します。

- A：している B：どちらかといえば、している C：あまりしていない D：全くしていない

(1) 「朝食を毎日食べていますか」の調査に関すること

児童生徒の割合 (%)

小学生	A	B	C	D	中学生	A	B	C	D
別海町	89.2	7.0	3.2	0.6	別海町	89.5	6.3	3.5	0.7
全道	84.9	9.2	4.7	1.2	全道	82.4	10.1	5.3	2.1
全国	87.6	8.1	3.4	0.9	全国	83.3	9.7	4.7	1.9

生活習慣の確立に向けた取り組みを家庭と連携したことなどにより、朝食を毎日食べている児童生徒が増え、生活習慣が改善されつつある。

(2) 「家で、自分で計画を立てて勉強していますか」の調査に関すること

児童生徒の割合 (%)

小学生	A	B	C	D	中学生	A	B	C	D
別海町	44.9	27.2	22.2	5.7	別海町	21.7	31.5	34.3	12.6
全道	30.1	34.1	26.7	9.1	全道	17.6	31.4	34.8	16.2
全国	27.4	35.4	28.1	9.1	全国	16.5	32.3	36.3	14.8

学習方法等の具体例を提示したことなどにより、昨年度に比べ、家庭学習の習慣が定着しつつある。

(3) 「自分には、よいところがあると思いますか」に関すること

児童生徒の割合 (%)

小学生	A	B	C	D	中学生	A	B	C	D
別海町	31.0	44.9	15.2	8.9	別海町	26.6	42.0	20.3	11.2
全道	33.8	39.3	17.8	9.1	全道	26.2	40.2	23.0	10.5
全国	36.3	40.1	16.1	7.5	全国	26.2	41.9	22.3	9.5

将来の夢や希望、自らの考えを述べる活動を推進したことにより、自尊感情や自己肯定感が高まりつつある。

5 今後の取り組み

- (1)学 校 ①授業改善に向けた組織的な取り組み ②学力向上プランの改善 ③校内研修の活性化
- (2)家庭・地域 ①家庭学習の充実 ②基本的な生活習慣の確立、改善
- (3)教育委員会 ①校内研修での指導、助言
②学校力、生活力、教師力の向上を目的とした「生き抜く力アッププロジェクト」の推進
問合せ/学校教育・適正化等担当 (内線3511)

平成28年度町就学援助制度について

本町では、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費などを援助する就学援助制度を設けています。制度利用を希望される方は、下記事項を確認のうえ、通学又は通学する予定の学校にお申込みください。

- 対象者 町内に住所があり、小学校又は中学校に通学する児童生徒の保護者で、下記のいずれかに該当する方
 - ・要保護世帯 生活保護(教育扶助)を受給している世帯
 - ・準要保護世帯 生活保護世帯に準じると認められる世帯(生活状況等の審査をし、認定されます。)
 - ・特別支援学級に在籍している児童生徒がいる世帯

- 援助対象 学用品費、学校給食費、新入学学用品費、体育実技用具費、修学旅行費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、医療費

- 申請方法 申請書等は各学校で配布しています。児童生徒が在学中の学校又は通学予定の学校へ提出してください。

なお、認定の可否は、平成27年の世帯総収入額や家族構成等を確認のうえ判断します。詳しくは、下記へお問合せください。

申込み・問合せ/学校教育・適正化等担当 (内線3512)

平成28年度奨学生募集について

本町では、町奨学資金貸付条例に基づき、平成28年度の奨学生を次のとおり募集しています。希望される方は、下記担当までお申込みください。

- 資格要件 町民であり、次の学校に在学または合格した方
 - ・医療大学、教育養成大学、看護学校等の特殊な技能教育又は専門教育で適当と認められる学校
 - ・前記以外の大学等で適当と認められる学校(学校教育法に規定する専門学校を含む)

- 必要書類 奨学資金貸付申請書、身元保証人(連帯保証人)2名(うち1名は保護者)の町税完納証明書、家庭状況調査書、在学している高等学校長又は現に在学する学校長の推薦書、合格通知書の写し又は在学証明書、誓約書、請求書、口座振替払申出書
※様式は、教育委員会ホームページからもダウンロードできます。

<http://b-school.jp/blog/kyoui/index.php?ID=757>

- 貸付額 月額20,000円又は30,000円

- 申込み 3月24日(休)まで

申込み・問合せ/学校教育・適正化等担当 (内線3511)

監査結果の公表

監査委員は、地方自治法等に基づき、町長の指揮監督から独立した立場で、町及び関係機関における「支出や契約、財産管理等の財務に関する事務の執行」や「公営企業の経営に係る事業の管理」が、法令等に従い、適正に行われているかを監査しています。

平成27年度に実施した監査結果について、次のとおりお知らせします。

別海町監査委員 志賀 正章、田村 秀男、森本 一夫

「平成27年度別海町各小中学校及び幼稚園監査」結果

- 1 **監査の対象** 別海小学校、野付小学校、西春別小学校、中西別中学校、西春別中学校、上西春別幼稚園
- 2 **監査の範囲** 平成26年度、平成27年4月1日から7月30日における財務等に関する事務の執行
- 3 **監査実施の期間** 平成27年9月25日から9月30日までの内4日間
- 4 **監査の方法**

各小中学校、幼稚園所管の財務等に関する事務が法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合など通常実施すべき監査手続を実施したほか、必要と認めるその他の監査手続を実施した。

5 監査の結果

本年度監査の対象とした学校及び幼稚園については、所管する財務等に関する事務が概ね適正に執行されているものと認められたが、次の事項について適正な措置を講ぜられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

(1)公印簿、出張命令簿、外勤簿等の整備について

公印使用簿、外勤簿、出張命令簿、振替休暇整理簿が未整備となっている事例が確認されたので、早急に改善されたい。

また、「別海町立小中学校職員に係る自動車借上料の取扱いについて」の内部規定を適用する出張において、用務先の記載が不十分であるため、走行距離が運転者の報告任せとなっている状況が見受けられた。本内規による出張では走行距離を基に借上料が支払われることから、妥当性を確認できるような記載内容に改められたい。

(2)給食費の徴収及び納付について

給食費の徴収については、主に保護者が児童生徒を介して学校へ納める体制を取り、口座振込に比べて高い徴収率を誇り、関係者の努力に敬意を表するところであるが、一部で、納入通知書記載の金額に達するまで支払い遅延者を待ち、その結果、納入期限を超過している状況が見受けられた。またその間、徴収済の給食費を現金で保管している現状も確認されたので、手書きによる納付等、納入期限の厳守及び現金の適正管理について、指導徹底されたい。

(3)給食費経理について

経理簿についても、概ね適正に処理されているが、4月1日から5月31日までの出納整理期間に領収した預貯金の利子を歳計年度の歳入に計上している状況が見受けられた。

預貯金の利子は、「随時の収入」で「納入通知書を発しないもの」に該当するので、地方自治法施行令第142条第1項第3号の規定により、領収した日の属する年度、つまり新年度の歳入となるので、改善されたい。

(4)実験用薬品の処分について

実験用薬品の管理台帳及び保管は概ね適正であると確認されたが、長期間使用実績が無い毒物及び劇物が保管されている状況が確認された。

今後も使用の可能性が極めて低い薬品については、事故等を未然に防ぐ観点から、計画的に適正処分することが望ましいと考えるので、費用化等を検討されたい。

(5)規則等の確認について

現地監査に当たっては、別海町立学校管理規則に規定されている表簿の整備状況についても確認したところであるが、「職員人事記録簿（20年間）」（第45条第3号）についてはすべての対象校で未整備であり、その内容についても理解されていない状況であった。

本規則については道が示した準則等に沿って制定されたものであり、規則全体を再度確認されたい。

「平成27年度定期工事監査」報告

1 監査の対象

平成27年4月1日から平成27年9月30日までに契約した工事120件、業務委託60件、計180件のうちから選定した別表に掲げる5件の工事。

2 監査の期間

平成27年10月19日から平成27年10月22日までの4日間

3 監査の方法

工事監査については、関係法令等に基づき適切に執行されているかを主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、関係書類と実地の検査及び所管課職員からの説明聴取により実施した。

4 監査の結果

(1) 計画

ア) 土木工事について 古くから道路沿線に居住実態があり、地域からの整備要望があったものの、事業規模や用地が狭小である等の条件から、補助事業の採択要件を満たさないために未整備となっていた町道を改良舗装するものである。

イ) 建築工事について 老朽劣化した中学校校舎の改築防音工事の実施により、生徒等の安全及び学習環境の確保を目的とするものである。

ヘルスパークについては、毎年夏期にテントを設置していたものを通年利用可能な休憩所を建設することで利活用の幅を広げ、利用者の健康増進を図るとともに、憩いの場を提供することを目的とするものである。

ウ) 水道工事について 経年劣化が著しい管路の耐震化及び管網化整備により水道水の安定供給を目的とするものである。

以上の工事については、いずれも町民の福祉増進や生活環境の向上に対し必要とするものであり、妥当なものとする。

(2) 入札及び契約 入札及び契約は適正に行われ、契約書、着手届、完了届及び添付書類は完備されており、適正である。

(3) 工事監理 工事監理については、法令等を遵守し、工事監督員の指示、承諾、協議等は的確に行われており、監理体制についても適正に実施されている。

(4) 施工管理 施工中の工事に進捗の遅延は無く、工程管理は適正に実施されている。完了工事においては出来形及び品質管理や工事記録写真等、書類整理も適切に実施されている。

(5) 現場管理 現場内はおおむね整理されており、安全衛生上の配慮が施され、適正に実施されている。

5 むすび

現在全国的な問題となっている橋梁や上下水道施設を代表とするインフラの老朽化対策は、本町においても大規模事業により急ピッチで建設が進められた道路施設や水道施設等が一挙に耐用年数を迎えつつあり、その量は膨大なものとなっている。施設の更新又は長寿命化等の整備は、安全で安心な町民生活を確保するために必要不可欠ではあるが、その費用は本町の財政を圧迫するものであり、今後更に経済性、効率性、有効性等が求められるところである。

本年度実施した工事監査において、指摘すべき事項は無いが、今後の事業実施に当たっても常に費用対効果を意識した計画、設計と適正な工事实施に一層努められることを望むものである。

工事番号	事業名	工事名	規模・構造	契約金額(円)	工期	請負業者名
工事 22	臨時町道 整備事業	別海宮舞町南1号 北線改良舗装工事	改良・舗装 L=57.68m	6,512,400	H27.6.1~ H27.8.31	角川建設 株式会社
工事 42	防衛施設周辺 防音事業	上西春別中学校校 舎防音改築建築主 体工事	RC造2階建 延床面積 A=2,694.80㎡	718,740,000	H27.7.30~ H28.9.10	島影・みどり 経常建設 共同企業体
工事 79	臨時町道 整備事業	別海鶴舞町1号線 改良舗装工事	道路改良工事 L=154.40m	13,770,000	H27.9.8~ H27.12.18	金本建設 有限会社
工事 86	中春別 ヘルスパーク 整備事業	中春別ヘルスパーク 休憩所建設工事	木造平屋建 延床面積 A=58.32㎡	6,102,000	H27.9.29~ H27.12.25	有限会社 吉田ハウス
水道工事 15	単独事業	尾岱沼3号配水管 改修 その2外1工事	ダクタイル鋳鉄管φ100 L=88.36m 配水用ポリエチレン管φ 100 L=45.50m 水道用ポリエチレン管φ 50 L=78.85m	19,116,000	H27.7.24~ H27.11.20	畠沢ほっけん 株式会社